

事務連絡  
令和3年3月22日

放課後等デイサービス事業所 管理者 様

糸満市社会福祉課長

糸満市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス利用者負担額補助金交付申請書(令和2年4月以降分)の提出について(依頼)

平素は、本市の障害福祉行政にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和3年2月26日付事務連絡「(令和2年4月以降分)特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業補助金に係る計算シートの提出について(依頼)」において、お知らせしておりました利用者負担の増加分(利用料のかかりまし分)に対する、本市から事業所への補助を以下のとおり実施いたします。

本事業に該当するかかりまし分の利用者負担額について、一時的に負担された放課後等デイサービス事業所は申請期限までにご対応お願いいたします。

## 記

### 1 利用者負担軽減の内容

特別支援学校等の臨時休業により、令和2年4月～6月分放課後等デイサービスの利用量が増加したことに伴う利用者負担の増加分(以下、「利用者負担のかかりまし分」という。)及び電話等の代替支援に係る利用者負担が軽減されます。

#### 【軽減の対象となる利用者負担】

- ① 今般の学校休業に伴い感染防止対策のため、事業所が電話等による代替的なサービス提供を行った分に係る利用者負担
- ② 今般の学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、学校休業に伴うサービス利用増が生じ、増加した利用者負担
- ③ 今般の学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、報酬単価が平日単価から学校休業日単価に切り替わることにより増加した利用者負担
- ④ 事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算の算定単位の増が生じ、増加した利用者負担

### 2 交付申請書の提出について

本事業に該当するかかりまし分の利用者負担額について、一時的に負担された放課後等デイサービス事業所は、次の書類をご提出ください。

「糸満市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス利用者負担額補助金交付申請書」

- (1)「実績報告書」
- (2)「別紙2 補助対象額個人計算シート」の写し(児童ごと対象月ごとに)
- (3)「国保連伝送請求の明細書」の写し(児童ごと対象月ごとに)

(3)以外の上記様式は糸満市ホームページからダウンロードしてご使用ください。

#### 【糸満市ホームページ】

トップページ > 業務・分野で探す「福祉」 > 「障害福祉」 > 【事業者向け】特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス利用者負担額補助事業について

<http://www.city.itoman.lg.jp/docs/2021010700023/>

3 申請(提出)期限

令和3年3月26日(金)12時

4 提出先

郵送または直接窓口にてご提出をお願いします。(糸満市役所1階11番窓口)

郵送:〒901-0392 糸満市潮崎町 1-1 糸満市役所 社会福祉課障害福祉係 本村宛

【問い合わせ先】

糸満市社会福祉課 障害福祉係  
(請求担当:本村)

TEL:098-840-8103

FAX:098-840-8152